

未払賃金立替払の電子請求における 破産管財人等の手続きの手引き

令和8年3月

独立行政法人 労働者健康安全機構賃金援護部

改定履歴

改定日付	改定内容
令和8年3月16日	初版

目次

1.	概要.....	1
(1)	はじめに	1
(2)	法律上の倒産における電子請求の手続きの概要	1
(3)	電子請求サイトの概要.....	2
2.	電子請求の手続き	3
(1)	電子請求を行うための条件	3
(2)	手続きの全体フロー	4
(3)	各手続きの詳細	4
3.	その他	8
(1)	関連資料	8
(2)	問い合わせ先	8

1. 概要

(1) はじめに

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、未払賃金立替払の請求を電子でも可能とすることが決定されました。

これを受けて独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）は令和8年3月に未払賃金立替払電子請求サイト（以下「電子請求サイト」といいます。）を公開し、立替払の電子請求が可能となりました。

本手引きでは、法律上の倒産の場合において請求者が立替払の請求を電子で行うまでに必要な手続きを、破産管財人、清算人、再生債務者又は管財人（以下「破産管財人等」といいます。）に向けて説明します。

請求者が電子での請求を希望された場合には、本手引きを参考に対応をお願いします。

なお、未払賃金立替払制度の概要等については別途機構が作成している「未払賃金立替払制度における破産管財人等の証明の手引き」を参照してください。

(2) 法律上の倒産における電子請求の手続きの概要

法律上の倒産における電子請求の手続きの概要は下図のとおりです。

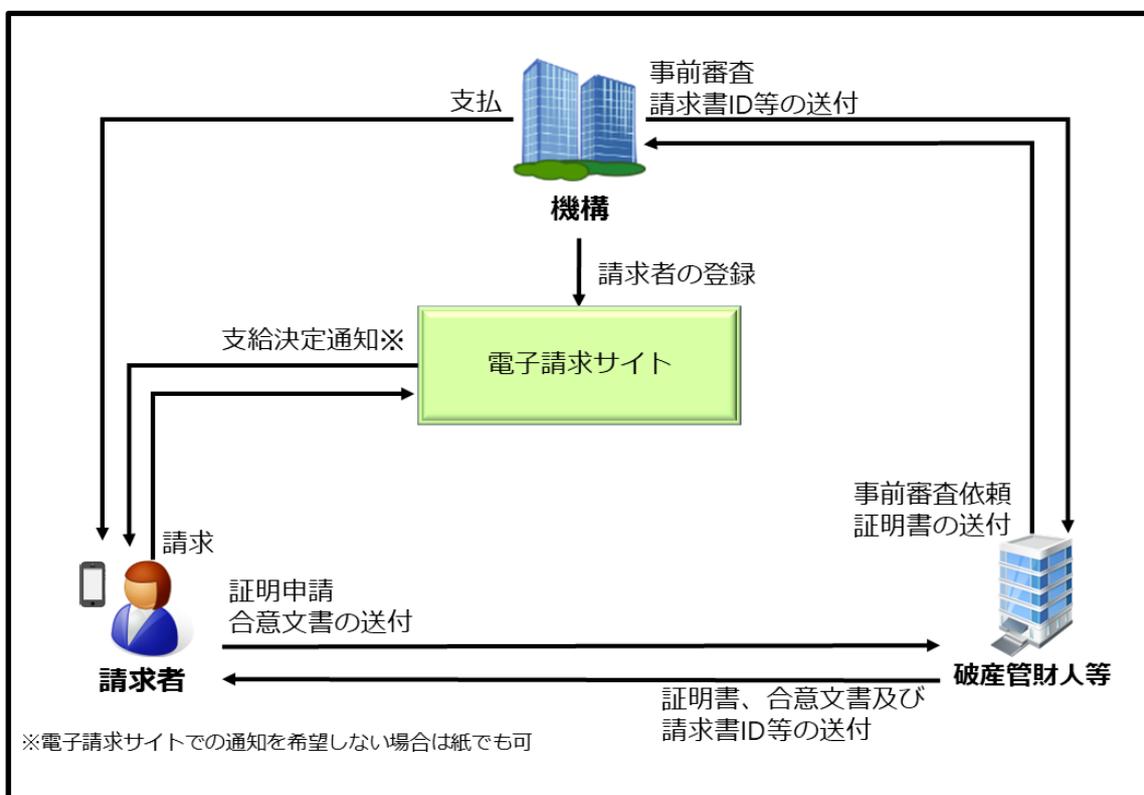


図1 手続きの概要

(3) 電子請求サイトの概要

電子請求サイトは機構が公開している WEB サイトであり、請求者はインターネット経由でアクセスすることができます。

請求者本人しかログインできないようセキュリティ対策を講じており、あらかじめ機構が請求者の情報を登録したうえで、請求書 ID 及び初期パスワードを発行し、請求者はこれを利用してログインします。

また、ログイン時には請求書 ID 及びパスワードに加え、請求者の電話番号を用いた SMS 認証又は音声認証を必ず行うことで、確実に請求者本人がログインしていることを担保します。

請求者はログイン後に、必要事項の入力、資料の添付等を行い、立替払の請求をします。

立替払の支払が決定した後に機構が発行する「未払賃金立替払支給決定通知書」を、請求者が希望した場合には、電子請求サイト上で受領することも可能です。

電子請求サイトの詳細は別途機構が作成している「未払賃金立替払制度における電子請求の手引き」を参照してください。

2. 電子請求の手続き

(1) 電子請求を行うための条件

請求者が立替払の電子請求を行うには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ・ **電子での請求を希望すること**

紙での請求も引き続き可能ですので、請求者と相談の上、適切な請求方法を案内してください。

- ・ **電子請求サイトへアクセスできること**

請求者はスマートフォンやパソコン等、インターネット経由で電子請求サイトへアクセスするための環境を用意する必要があります。

- ・ **電話番号を用いた SMS 認証又は音声認証ができること**

電子請求サイトは、請求者の電話番号を用いた SMS 認証又は音声認証により、請求者本人しかログインできないようセキュリティ対策を講じています。

請求者は、スマートフォンや固定電話等、SMS 認証又は音声認証が可能な環境を用意する必要があります。

- ・ **破産管財人等が証明書を機構へ送付することに請求者が合意すること**

紙での請求の場合、請求者は破産管財人等から交付された証明書を請求書とともに機構へ送付しますが、電子請求の場合は、あらかじめ破産管財人等が証明書を機構へ送付しておく必要があります。

そのため、破産管財人等が請求者に代わり証明書を機構へ送付することを、請求者と合意する必要があります。

(2) 手続きの全体フロー

電子請求を行うために必要な手続きの全体フローは下図のとおりです。

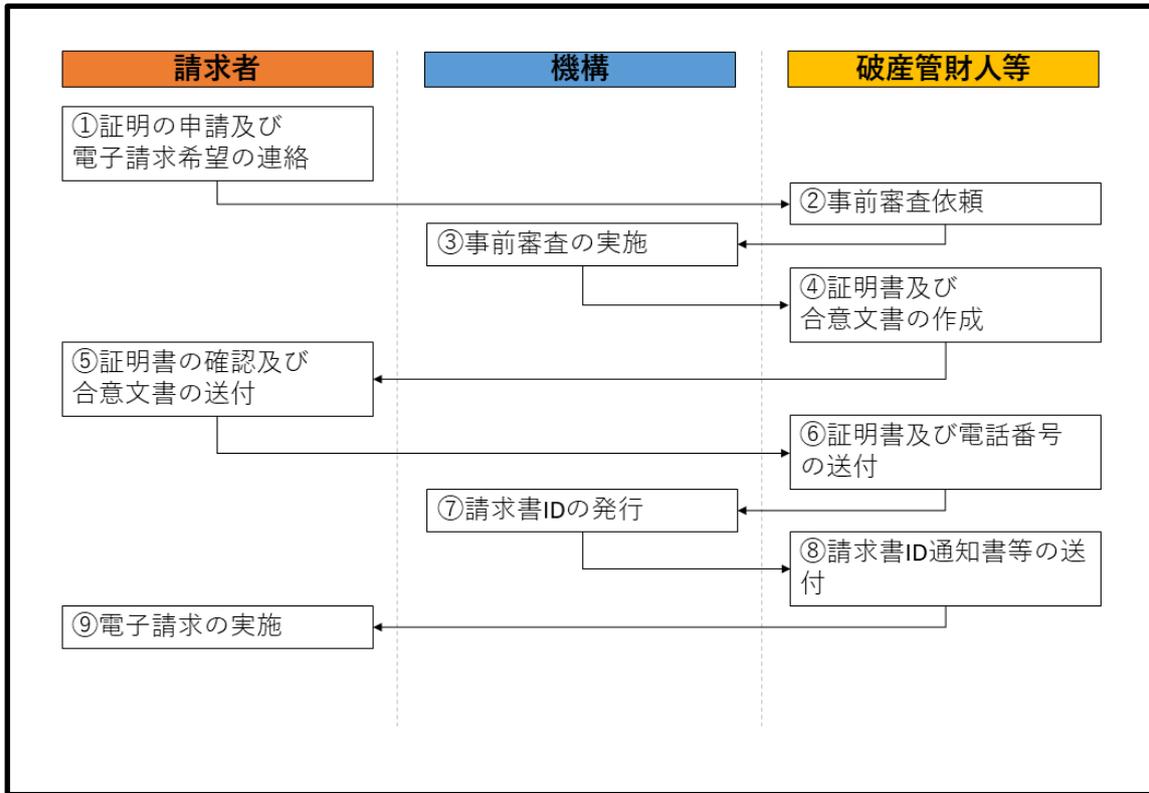


図2 手続きの全体フロー

(3) 各手続きの詳細

電子請求を行うために必要な手続きの詳細を説明します。【】内にはその手続きを行う人（請求者、破産管財人等又は機構）を記載します。

① 【請求者】証明の申請及び電子請求希望の連絡

請求者は、電子請求を希望する場合、破産管財人等に証明の申請をする際に、併せてその旨を連絡します。

④ 【破産管財人等】 証明書及び合意文書の作成

破産管財人等は、事前審査の結果を踏まえ、図4を参考に証明書とその写しを作成してください。

証明書には、案と異なり押印が必要です。

また、合意文書を、破産管財人等が保管する分と請求者が保管する分の2通作成してください。作成にあたっては、機構ホームページに掲載されている合意文書の例も参照してください。

証明書の写し及び合意文書2通を作成したら請求者へ送付してください。

なお、請求者の電話番号が不明であれば、電話番号が分かる資料も送付するよう、請求者へ依頼してください。

The form is titled '証明書' (Certificate) and is used for bankruptcy trustees. It contains the following sections:

- 個人基本情報 (Personal Information):** Fields for name, date of birth, gender, and address.
- 会社情報 (Company Information):** Fields for company name, address, and phone number.
- 業務内容 (Business Content):** A section for describing the trustee's duties and the company's status.
- 資産負債の状況 (Asset and Liability Status):** A table with columns for '資産' (Assets) and '負債' (Liabilities), including sub-columns for '現金' (Cash), '債権' (Receivables), '債務' (Payables), and 'その他' (Others). It also includes a section for '未払資産総額又は総負債額' (Total amount of unpaid assets or total liabilities).
- 署名欄 (Signature Field):** A space for the trustee's signature and seal.

図4 証明書

⑤ 【請求者】 証明書の確認及び合意文書の送付

請求者は、証明書の写し及び合意文書の内容を確認します。

内容に問題がなければ合意文書 2 通に記名し、1 通を請求者自身が保管し、1 通を破産管財人等へ送付します。

なお、破産管財人等から電話番号の分かる資料の提出を求められている場合は、併せて送付します。

⑥ 【破産管財人等】 証明書及び電話番号の送付

破産管財人等は証明書と請求者の電話番号が分かる資料を機構へ送付してください。

電話番号は電子請求サイトへのログイン時に必要ですので、機構へ送付する前に、実際に架電する等の方法により、確実に請求者本人のものであることを確認してください。

⑦ 【機構】 請求書 ID の発行

機構は、証明書の内容を確認して請求書 ID を発行し、以下の資料を破産管財人等へ送付します。

- ・破産管財人等向け案内文
- ・請求書 ID 通知書
- ・未払賃金立替払電子請求サイトのアクセス及び操作方法のご案内

⑧ 【破産管財人等】 請求書 ID 通知書等の送付

破産管財人等は、機構から資料を受領したら、以下の資料を請求者へ送付してください。

- ・請求書 ID 通知書
- ・未払賃金立替払電子請求サイトのアクセス及び操作方法のご案内

⑨ 【請求者】 電子請求の実施

請求者は、「未払賃金立替払電子請求サイトのアクセス及び操作方法のご案内」及び機構ホームページに掲載されている「未払賃金立替払制度における電子請求の手引き」を参考に、電子請求サイトにログインして請求を行います。

3. その他

(1) 関連資料

- ・ 労働者健康安全機構ホームページ

未払賃金立替払制度全般について記載されています。

また、「未払賃金立替払制度における電子請求の手引き」等の資料も掲載されています。

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/687/Default.aspx>

- ・ 未払賃金立替払制度における破産管財人等の証明の手引き

破産管財人等の証明に係る内容について記載されています。

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/kinrosyashien/pdf/tatekaeseido_syoumeinotebiki_R411.pdf

(2) 問い合わせ先

未払賃金立替払制度における電子請求について不明な点等があれば以下の問い合わせ先までご連絡ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 賃金援護部審査課

住 所 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

電話番号 044-431-8663